

編集発行人 株式会社 船井総合研究所 取締役 三上 元 TEL:06-314-3901
 株式会社FPシミュレーション 代表取締役 三輪 厚二 TEL:06-946-8011

使途秘匿金の支出の判定

Q: 改正により重課となる使途秘匿金とはどのようなものでしょうか。

A: 時限立法(平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間)として「使途秘匿金の支出」に対しては、損金不算入による通常の法人税の負担のほかに、その使途秘匿金の支出額に100分の40を乗じて計算した金額が加算されます。

使途秘匿金として追加課税されるかどうかの判定は右のフローチャートを参照下さい。

例えば商品の仕入れ等で対価性が明確である支出については、法人がその相当性を明らかにする必要があるものの単に帳簿書類に記載していないだけの理由なら使途秘匿金の支出に該当しないとされています。

税務署の認定ですが、例えば社内の従業員同士の飲食のように帳簿書類に相手方の氏名等を記載しないことが、相手方の氏名を秘匿するためでないとき等は、税務署長はその支出を使途秘匿金の支出に含めないことができます。

一方、取引先などの役員に対し金銭や高価な贈り物を送って歓心を買う行為は、一般的な法人間でも行われているようですが、相手の名前などを明らかにしておかなければ使途秘匿金課税の対象にとりこまれることになるでしょう。

賄賂などの不正資金の基となる支出でなくとも追加課税の対象とされる場合があるので注意が必要です。

